

## 品 栃木県公報

令和5(2023)年 12月1日(金)

政令第

9条第2項の規定による氏名若しくは居住地変更

届出書の提出、同条第4項の規定による居住地変 更届出書の提出、省令第7条第1項若しくは第8

		次	-				
	— <del>''</del> ——————————————————————————————————	————	_				
○生活保護法施行細則の一部改正							1
○身体障害者福祉法施行細則の一部改正…			•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••	1
	規	則					
栃木県規則第48号 生活保護法施行細則の一部を改正する規 令和5年12月1日	見則を次のよう	に定める。	_				
生活保護法施行細則の一部を改正す			栃木県知事	福	田	富	_
生活保護法施行細則(昭和38年栃木県規		)一部を次の 青者 住所又		<sup>-</sup> る。			
別記様式第32号中	・ ド ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	# 任 所 及	に改	てめる。			
「 申請者 別記様式第34号中 (大学等の特定教育	<b>予訓練施設</b> に進	重学する者)	住所又は居 氏名	計所 」を			
「 申請者 (大学等の特定教育訓練施設に進学する	5者) 氏名	スは居所 に 登号 」	込める。				
附則		3 7					
この規則は、公布の日から施行する。					(保	R健福祉	<b>业課)</b>
栃木県規則第49号 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正 令和 5 年12月 1 日	Eする規則を次	くのように定	める。				
身体障害者福祉法施行細則の一部を	- 改正する規則		栃木県知事	福	田	富	_
身体障害者福祉法施行細則(平成5年板 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表	5木県規則第38	8号)の一部			-	⁻る。	
改 正 後			改	正	前		
(医師の診断書等)		(医師の	)診断書等)				
第11条 省令 <u>第2条第2項第1号</u> の診断 第2号の意見書は、身体障害者診断 (別記様式第8号) によるものとする	「書・意見書	第2号0	音令 <u>第2条第</u> つ意見書は、 食式第8号)に	身体障害	 害者診断	折書・	
(身体障害者手帳の交付の申請等)		(居住出	b変更届出書 <i>0</i>	)提出等`	)		

第13条

第13条 法第15条第1項の規定による申請、政令第

9条第2項の規定による氏名若しくは居住地変更

届出書の提出、同条第4項の規定による居住地変

更届出書の提出、省令第7条第1項若しくは第8

条第1項の規定による申請又は省令第7条第2項、省令第8条第2項若しくは法第16条第1項の規定による返還は、身体障害者手帳交付等申請書(別記様式第11号)によるものとする。

条第1項の規定による申請又は省令第7条第2項、省令第8条第2項若しくは法第16条第1項の規定による返還は、身体障害者手帳交付等申請書(別記様式第11号)によるものとする。

2 略

(2)

2 略

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)